

Title	近代の罪の系譜
Sub Title	Zur Genealogie der neuzeitlichen Schuld
Author	森本, 康裕(Morimoto, Yasuhiro)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2015
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. ドイツ語学・文学 (Hiyoshi-Studien zur Germanistik). No.52 (2015.) ,p.27- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032372-20150331-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代の罪の系譜

森 本 康 裕

0.

ヤーコプ・グリム（1785–1863）及びヴィルヘルム・グリム（1786–1859）の兄弟が蒐集・編纂した『子供たちと家庭の童話（Kinder- und Hausmärchen）』、いわゆる『グリム童話』はドイツのみならず世界各国で受容され、日本でも最もよく知られた童話集の一つである。現在でもこの童話集に関する様々な書籍が絶えず刊行され、映画やアニメーション等の映像表現の題材として繰り返し引用されているという事実は、この作品そのものに内在する文学的価値の高さと彼らが果たした文学史上の功績を証し立てている。

しかし、「童話集」という作品の性質に着目するならば、「『グリム童話』の作者は誰か」という一見自明な問いが容易に解決しえないものであることが明らかとなる。周知のように、ここに収められたおよそ二百篇の物語は民間伝承や他の文献からの引用を出自とするものであり、グリム兄弟独自の創作によるものではないからだ¹⁾。ただし、文学史的・芸術史的観点から見れば、この二人の兄弟がメルヒェンという文学上の一形式に与

1) グリム童話の出自に関する問題の詳細については、以下の文献を参照のこと：ハインツ・レレケ『グリム兄弟のメルヒェン』（小澤俊夫訳）岩波書店 1990年 6–52頁。

えた影響もまた疑いようがない。ヤーコプ・グリムは「魔女」や「言葉を話す動物」などの既存のものに加え、新たなメルヘンの形象を発明し、一方でヴィルヘルム・グリムはそれまでの雑然とした民間童話（Volksmärchen）の文体を彫琢し、この後メルヒェンという形式が詩的な創作童話（Kunstmärchen）へと移行する一助となったと言われる²⁾。彼らの資料収集の成果は1812年に初版第一巻として、それに続いて1815年には初版第二巻として結実する。以後、1819年（第二版）、1837年（第三版）、1840年（第四版）、1843年（第五版）、1850年（第六版）そして1857年には第七版を数えることとなるが、改訂を重ねるうちに次第に童話集からは民間伝承的な性格は失われていく。このようにして彼らが蒐集した資料に対し加筆・修正を加えたという事実に基づき、『子供たちと家庭の童話』というタイトルの下に成立した作品の帰属先を決定することもできるかもしれない。つまり、この童話集が引用する過去から伝承されてきた物語は、19世紀という社会に存在した二人の異なった主体の判断による選別によってのみ生き残ることを許されたのであり、それゆえもはやその背後に存在したはずの無数の名もなき作者たちに連れ戻す必要がない、といった具合である。

だが、留意すべきはまさしくこのような選別がいかなる基準に基づいて行われたのか、という点にある。蒐集した資料の中からあるものを修正・削除し、またあるものを追加し補足する判断は、断じて特定の主体の趣味や思考にのみ基づくものではない。それはむしろ様々な言説、すなわち芸術、倫理、道徳、あるいは宗教や法といった制度内部で語られうる言説によって形成される巨大な秩序の網の目を通じて行われ、「誰か」に還元されることが不可能なものである。ここから『子供たちと家庭の童話』とそれ以前の伝承や他の童話集にどれほど構造上の類似が見いだされようと、それらは同じ史的・意味的連関に位置するものではないことが理解できよ

2) Winfried Freund: Märchen. DuMont Kunst und Literatur Verlag, Köln. 2005. S. 36f.

う。この童話集に収録された数々の物語は、それが何処に・どのような時代に由来するものであろうと、もはや本来のものと同じではなく、19世紀という時代に現出した複雑に入り組んだ言説アルヒーフの集蔵体の中で選別され変化を被り、他のいかなる起源・いかなる主体にも引き戻されえぬ無数の言説の一つとして理解されねばならない。『グリム童話』の中で眩くのは、このような主体なき声なのだ。

メルヒェンという形式が描き出すのは、およそ不合理で曖昧模糊とした意味から成る形象世界である。それを超時代的・超空間的な「人間精神」の発露³⁾として理解することもできるだろうし、あるいはそこに美学的・感性的認識の基本的様相を読み取ること⁴⁾もできるだろう。しかし、先に述べたような視座に立つならば、『子供たちと家庭の童話』の中で語られるメルヒェンに対してより実証的な考察が可能となる。以上を踏まえ本論では、『グリム童話』の中的一篇『ラプンツェル』の分析を通じて、この童話集をそれが置かれた歴史的布置において捕捉し、そこから近代社会において顕在化していく問題の輪郭を描き出すことを試みる。その問題とは、初版第一巻以来、童話集に収録されてきた『ラプンツェル』全体を貫通する「罪」に関する二つの矛盾した言説であり、本論の課題はこのような近代の罪の系譜を明らかにすることである。

1. 閉鎖空間への二度の侵犯—個人の罪

『ラプンツェル』は『子供たちと家庭の童話』の第12番目に置かれた童話であり、ここでは主人公のラプンツェルとその両親、そして魔女と王子といった典型的なメルヒェンの形象が登場する。この物語は二人の兄弟

3) Vgl: a. a. O. (Anm. 2), S. 8–20.

4) アドルノは悟性的認識とは本質的に異なった芸術作品による認識を説明する際、その特徴をメルヒェンというメタファーに依拠している：Theodor Adorno: Ästhetische Theorie. Suhrkamp, Frankfurt/M. 1973. S. 191.

が童話集を出版する以前、既にヨーアヒム・シュルツ (Joachim Schulz) によって1790年に書かれた『小説集 (Kleine Romane)』の中で語られており、『グリム童話』もこの小説に負うところが少なくない。しかし『ラプンツェル』の原型とみなされたシュルツの作品も、1698年にフランスで出版された妖精物語 *Persinette* に依拠したものであり、それはさらにナポリの詩人ジャンバティスタ・バジーレの説話集『ペンタメローネ』に収められた説話が採用されたものである。しかし、これ以上物語の起源に遡ることはできず、おそらく民間伝承に由来するものだと考えられている⁵⁾。いずれにせよ、グリム兄弟にとって直接の典拠となったシュルツの物語は、彼らにとっては不満の残るものであった。1856年に初めて別冊で出版された童話集の注釈では、以下のように述べられている。「Fr. シュルツはこのメルヒェンを彼の『小説集』(Leipzig. 1790. Bd. 5. S. 269–88)で語っているが、それが口承によって伝えられたものだということに疑問の余地はないにしても、あまりに冗長である⁶⁾」。18世紀末の作家によるメルヒェンの表現法に対し、二人の兄弟は批判的である。それが美学的観点からなされたものだということは、メルヒェンの叙述は「冗長」であってはならない、との見解に示されている。このような美意識の相違に、直ちに啓蒙主義の残滓に対するロマン主義的美学思想といったありきたりの対立構造を読み込むわけにはいかない。だが、シュルツの『小説集』と『グリム童話』との間に確認できる隔たりは文学という領域において「いかに語るべきか」の規則が変容したことを暗示しており、ここからもグリム兄弟の『ラプンツェル』において語られる物語が、それ以前の類型的な説話と同一線上に位置するものではないことが理解できよう。

5) Vgl. Max Lüthi: Die Herkunft des Grimmschen Rapunzelmärchens. In: *Fabula* 3, 2009. S. 62–96.

6) Aus dem Anmerkungsband von 1822. In: *Kinder- und Hausmärchen gesammelt durch die Brüder Grimm. Hrsg. Von Heinz Rölleke. Deutscher Klassiker Verlag, Frankfurt/M. 1985. S. 882f.*

『ラプンツェル』には「魔女」という異形の形象が登場する。彼女の行動や発言は不可解であり、このテキスト全般に現れる本質的な問題から注意を逸らしてしまう。しかし、ここで比類ない精確さで描写されているのは、「罪」という問題の複雑で矛盾した振舞いであり、まさしくこの観点から『ラプンツェル』というテキストは検討されねばならない。さて、物語は一組の夫婦とともに始まる。彼らには長年の間に子供が生まれなかったが、「それでも、やっとのことで、神さまがふたりののぞみをかなえて」（『グリム童話集』130頁）⁷⁾ くれることとなった。この夫婦の住む家の裏側の小さな窓からは、石の塀で囲まれた立派な畑が見えたが、それは「おそろしくいきおいが強くて、世間じゅうの人からこわがられている魔法使いの女のもの」であり、「そのなかへはいりこむ勇気のあるものは、たれ一人」（『グリム童話集』131頁）いなかった。しかし、ある日のこと妻が畑を眺めていると、見事な「野ぢしゃ（ラプンツェル）」（『グリム童話集』131頁）が目についた。妻はその青菜を食べたくてならなくなり、夫は衰弱していく妻を不憫に思って彼女のために閉ざされた畑へと踏入り、野ぢしゃを取ってくることを決意する。しかし、一度は成功したものの、翌日再び侵入したところを魔女に見つかる：

「よく、こんなことができたもんだ」と言っ、女は、かっとなみつけました、「ひとのはたけへおりてきて、どろぼうみたいにあたしの野ぢしゃをぬすむなんて。こっぴどい目にあわせてくれる」

「これはこれは！」と、ごていしゅがこたえました、「どうぞ、まげでごかんべんねがいます。[---] 実は、てまえの女房めが、あなたさま

7) 『ラプンツェル』のドイツ語テキストは1837年に出版された第三版(Anm. 6の文献に所収)を使用する。日本語の引用は特に注意がない限り、『グリム童話集 第一冊』（金田鬼一訳 岩波文庫 1969年第20刷）からのものである。以後、両テキストらの引用は、該当箇所をタイトル、及び引用頁をアラビア数字で文末括弧内に記す。その際、日本語テキストは『グリム童話集』、ドイツ語テキストはKHMと略記する。

の野ぢしゃを窓からちらりと拝見いたしまして、いやもうその執心たらございません、これがいただけなきや死ぬともうしますので、へい」これをきくと、魔法使いの女は怒をやわらげ、ごていしゅにむかって、「おまえの言うとおりになら、おまえのほしただけ野ぢしゃをもってくことをゆるしてあげる。だがね、こっちにも、一つ約定があるよ。おかみさんが子どもを産んだら、その子どもを、あたしによこさなくっちゃいけない。子どもは、しあわせにしてやる。あたしは母親のようにその子どものせわをしてあげるよ」と言いました。

ごていしゅは心配が先に立って、なにもかも約束しました。(『グリム童話集』132-133頁)

魔女の行動は理不尽なものにみえる。夫婦の間に女の子が生まれると魔女は約束通りやってきて、子どもに「ラプンツェル」と名づけ夫婦のもとから連れ去っていく。夫婦が待ち望んだ子どもは生まれるや否や彼らのもとから引き離され、もはや再会することも叶わない。しかし、一見すれば不合理な彼女の行動の背景にはきわめて合理的な理由が存在しており、それが彼女の行動を正当化している。テキスト冒頭において既に述べられていたように犯行現場となった畑は「魔法使いの女のもの」なのであって、それはさらに男と魔女の会話の中で双方によって確認されている。魔女はそれが「ひとつのはたけ mein (en) Garten」(『グリム童話集』132頁 / KHM S. 75) であり、そこに青々と茂る作物は「あたしの野ぢしゃ meine Rapunzeln」(『グリム童話集』132頁 / KHM S. 75) だと主張する。同じく男もそれが「あなたさまの野ぢしゃ eure Rapunzeln」(『グリム童話集』132頁 / KHM S. 76) だということを認めている。ここで見逃されてはならないのは、両者の思考はともに同一の法、すなわち「個人」と「所有」の原理に従っている、という事実だろう。畑を囲む石の塀は、自然に形成された要害ではなく、一定の空間を閉鎖する塀は、外部からの侵入を妨げ禁止しようとする魔女の強烈な意思の表れである。それゆえ畑への侵入禁

止の要請は、決して恣意的に提出されているわけではないのである。この土地は独立した個人として魔女の所有に帰すものであり、彼女はその所有者として立ち入りを禁ずる権利を有する。この禁忌を破るものがあれば、それは魔女という個人の所有権に対する侵害という「罪」を犯すことに他ならず、かくして罪は相応の「罰」によって贖われることとなる。夫婦が子どもを失ったとすれば、それは妻が野ぢしゃを渴望し、夫はそれを盗んだからである。ここで子どもが罪の代償として引き渡されるというからといって、このテキストを宗教的・形而上学的な連関に結びつける必要はないだろう。夫婦は自らに課された罰として子どもを差し出すのであり、不特定多数の社会集団のために捧げられた贖罪の山羊⁸⁾としてではない。また、彼らが求められる代償は、悪魔と交わした契約に基づきファウストが支払うべき魂のようなものでもない。夫婦の罪は民族や人類全体という複数の主体に及ぶものではなく、侵犯や窃盗というあくまで現実的で個人的な罪なのであって、それを犯した者以外の誰にも帰責することができない。さらにそれに対応する罰は例えば神罰などという性質のものではなく、「魂」などという不可知で超越的な実体が対象とはならない。夫婦に下される罰は、子どもを差し出せという、履行可能であくまで実際的な要求として執行される。はたけや野ぢしゃのみならず、罪もまた不特定多数の集団の共有財産ではなく、特定の主体に帰属しなければならない。魔女という異形の存在と無名の市民の対話を律するのはこのような法であり、ともに「主体＝個人」という近代の思考を前提としている。

ところで、この個人の罪と罰という図式は、『ラプンツェル』の中でもう一度繰り返される。少女ラプンツェルが十二歳になった時、魔女は彼女を「森のなかにあって、はしご段もなければ出はいりの戸もなく、てっぺんに小さな窓が一つあるぎり」（『グリム童話集』133頁）の塔へと閉じ込

8) 贖罪の山羊の社会的機能については、以下の研究書を参照のこと：ルネ・ジラルール『身代わりの山羊』（織田年和、富永茂樹訳）法政大学出版局1985年。

め、ここでラプンツェルは何年もの間、「独りぼっちのさびしさのあまり」(『グリム童話集』134頁)に唄を歌って日々を過ごしていた。ある日この塔の近くをこの国の王子が偶然通りかかった際、「唄声は王子の胸を底の底までかきみだしてしまった」(『グリム童話集』134頁)ことにより、彼は足繁く森へと通うようになる。ある時、魔女が少女の長い髪を伝って塔へと上るのを目撃した王子は、その翌日魔女がいないのを見計らい、同じ手段で塔を登る。驚くラプンツェルに王子は自分の思いを告白し、「自分を夫にもつ気はないか」(『グリム童話集』135頁)と伝えると、ラプンツェルも「よろしゅうございますと言って、じぶんの手を、王子の手のひら」(『グリム童話集』135頁)にかさねた。こうして二人は塔からの脱出を計画し、その時まで王子は毎晩暗くなってからやってくることを約束する。この二人の関係に、魔女は気づかなかった。しかし、ある時ラプンツェルがふともらした言葉から全てが露見する：

「ねえ、ゴテルおばあさん、どういうわけなの。おばあさんをひっぱりあげるのは、王さまのわかさまよりもよっぽど重くってよ。わかさまはね、目ばたきするまにあたしのそばへきちまうのよ」[---]

「なんだって！このばちあたりめ」と、魔法使いの女がどなりつけました、「なにをぬかす！[---]こいつ、よくも、ひとをだまかしたな」(『グリム童話集』136頁)

魔女はラプンツェルを塔から追い出し、「どこやらの荒野へ」と連れ込み、こうして娘は「なげき悲しみながら、たれ一人すぎるものもないあわれな生活をしなければ」(『グリム童話集』136頁)ならなくなった。一方、ラプンツェルがいなくなったことを知らずに塔へとやってきた王子は、予期に反して魔女と出くわす。魔女は言う、「ラプンツェルはおまえさんのではなくったんだよ。二度とふたたびあいつの顔はみられやしないのさ」(『グリム童話集』137頁)。これを聞くと「王子は、かなしくって悲

しくって、なにがなんだかわからなくなって、やぶれかぶれで塔からとびおり [---] 刺で目だまをつつき」(『グリム童話集』136-137頁)、視力を損なうこととなる。ここで、二つの罪が異なった男女の間で全く同一の構造において繰り返されたことが確認できるだろう。はじめに「はたけ」や「塔」という魔女によって立ち入りを禁じられ、閉鎖された空間がある。この外部から隔絶された空間内部は、「野ぢしゃ」や「ラプンツェル」が「巧妙」に隠し込まれている。というのも、それらが閉鎖空間外部に位置するものの欲望の対象となりうるのは、完全に隠匿されてはおらず、ともに「小さな窓 ein kleines Fenster」(『グリム童話集』130, 133頁 / KHM S. 75, 76) を通じて外界にさらけ出されているからだ。E. T. A. ホフマンが短編『砂男』の中で示したように⁹⁾、このような部分的な対象の知覚は、視る(あるいは聞く)主体の欲望を増加させる。こうして妻は野ぢしゃを食べられなければ「死んじまう」(『グリム童話集』131頁)ほどに、あるいは王子は「心のやすまるひまもなく」(『グリム童話集』135頁) になって

9) 『砂男』に描かれる一幕は、メディア美学的な観点に対し、きわめて興味深い示唆を与えるものである：「音楽がはじまった。オリンピアは実に達者にピアノを弾いた。つづいて難曲の聞こえの高いアリアを歌った。透きとおった水晶の鐘を打ち振るようなオリンピアの唄声にうっとりとなタナエルは聞きほれた。彼は一番うしろに立っていて、まばゆいローソクの明かりのためにオリンピアの顔がよく見えなかったものだから、こっそりとコッポラの望遠鏡をとり出して目に添えた。のぞきこんで——そしてこのとき気づいた、オリンピアが憧れにみちた眼差しでじっと自分を見つめている。その愛の眼差しのあってようやく、歌声が燃えたってタナエルの胸に沁みとおった。[---] やにわに熱い腕に抱きしめられたような気がして苦痛と歓喜にせかれるままに、おもわずひとこえ、「オリンピア！」と叫ばないではいられなかった」(『ホフマン短篇集』(池内紀編訳) 岩波文庫1986年 191頁。) 自動人形オリンピアに対するタナエルの愛が頂点に達したのは、彼がこの美しき自動人形の瞳を望遠鏡で覗いた瞬間だった。それはタナエルの知覚が望遠鏡という視覚メディアによって知覚対象を選別された瞬間、すなわち彼の視線は欲望を満たす一点、彼が「視たいもの」にだけ集中させられた瞬間である。

しまう。かくして空間への侵犯が行われ、王子は外界と遮断された「塔」へと入り込む。「ラプンツェルはおまえさんのものではなくなったんだよ für dich ist Rapunzel verloren」(『グリム童話集』137頁/KHM S. 78) という魔女の言葉は、自分の所有する娘を不当に占有した王子の罪を告発している。一方、ラプンツェル自身の罪状は王子を自らのもとへと引き込んだことだと見なすことができよう。第一の場合と同じく、ここで二人の若者が犯した罪もこの二人以外の誰にも帰責させられることはない。罪を犯したのは王子とラプンツェルであり、罰せられるのもまた彼らだけである。こうしてそれぞれが、「ラプンツェルと視力の喪失」あるいは「塔からの追放」を己の罰として受け取るのだ。

2. 個人主義と権力

二つの犯罪は同一の構造において繰り返されており、その根底には任意の行為とそこから生じる帰結を、当の行為をなした主体へ可能な限り送り還す「個人化」の原理がある。もしもこの原理が存在しない社会であれば、誰かが犯した罪は民族全体やあるいは共同体の別の成員へと波及し、特定の主体にのみ関連づけられることはない。とはいえこの原理は啓蒙主義時代以降、あらゆる社会的領域内部へと浸透していたのであり、例えば「天才 (Genie)」の概念から「美的自律 (ästhetische Autonomie)」に至る芸術・美学思想、シュライアーマッハの宗教哲学、あるいはカントの『実践理性批判』やシラーの『カリアス書簡』など、様々な言説における基本的な前提となっている。しかし、そこから直ちに『ラプンツェル』とこの原理の関連を帰結するわけにはいかない。というのもここに描きだされる個人という形象の間では、この原理に対するある種の侵害が行われているからだ。なるほど二組の男女が犯した罪と彼らに与えられた罰は上述のようにすべて個人に関するものであったし、魔女は所有の権利を主張する一つの主体として登場していた。実際に魔女は他の二組の男女と共通の社会的な法システム(「自由」や「平等」といった個人の原理とそれに基づく所有

の原理)の内部にみずからを位置づけている。しかし、なぜ彼女は罪を犯したものを罰することができたのか、彼女は自己の権利に執着する一方、他者の行動の自由を抑圧したのではないのか。あるいはより尖鋭化して言うならば、果たして罪を犯すことと、罪人を罰することに直接的な合理的・論理的連関があるだろうか。このように問うてみると、魔女と他の男女らの間には、まるで万人を等しく規定するはずの社会的法システムが欠如しているようであり、ここにはあるのはみずからの目的に応じ恣意的に暴力という手段を行使する自然法に過ぎないようにも見える。それゆえ、『ラプンツェル』というテキストと個人化の原理を結びつけようとするならば、このような個人とその抑圧という矛盾が解決されねばならない。だが、まさしくこの点に「個人」という近代の思考に内在する問題が潜んでおり、それをゲオルク・ジンメルは個人主義概念の展開の中に指摘している。それは「自由で平等」を旨とする近代の個人主義が志向するのは、究極的には普遍的且つ道徳的な、つまり「均一化」された人類という理想であり、そこではもはや個体間に差異が存在せず個人は消滅するというものである。そしてこのような根本的な矛盾を内包しつつ、19世紀にはイギリス・フランスでは人類の普遍性を重視する合理的リベラリズムが、対してドイツでは普遍性を前提しながらも、主体の質的な「唯一性 (Einzigkeitigkeit)」と「非同一性 (Unverwechselbarkeit)」を強調する立場とが相異なった二つの形式として生じたのだという¹⁰⁾。ジンメルの考察を敷衍するならば、主体=個人とは、社会内部において同一の理想、同一の目標を意志するべく他の共同体成員に関連づけられた存在である。それゆえ「君の意思の格律が、いつでも同時に普遍的立法の原理として妥当するように行為」¹¹⁾せよといった類の定言命法が要請するのは、個人主義に

10) Vgl: Georg Simmel: Der Individualismus der modernen Zeit. In: Das Abenteuer und andere Essays. Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt/M. 2010. S. 26-35.

11) カント『実践理性批判』(波多野精一、宮本和吉、篠田英雄訳) 岩波文

おける個人の超克であり、同時に個人の消滅ということになる。個人主義の社会において主体は個人化されるとともに、同一の目標に到達するように馴致化され、差異の欠如した個体として脱個人化されるのだ。

ジンメルは近代の個人主義の矛盾をこの思考に内在する問題と捉えている。しかし、個人主義が一つのディスクールの所産だという事実、特定の社会内部で主体について語りうるための一つの「規則」だという事実を考慮すれば、その背後に権力の働きを想定することが可能となる。それは主体を個人化し且つ脱個人化するという不可解な言説の規則を編成する力であり、そうなると個人主義の矛盾もまた、権力に内在する矛盾として読みかえることもできるだろう。このような権力と個人主義の結びつきという想定にとって具体的な論拠は、就中ヘーゲルの法哲学の中に見出される。個人という存在は「当の国家の市民として」の私人（Privatpersonen）だとヘーゲルはいう。個人は自らの関心をその目的とするが、この個人的な目的は「普遍的なもの（das Allgemeine）」によって媒介されている。それゆえ個々人の目的が達成されるのは、彼らが自らの意思と行為や願望を普遍的な方法で規定し、「自らをこのような連関の鎖の一部となす限りのみ」となる¹²⁾。ヘーゲルの主張の力点は、個人とは「国家（Staat）」の一部である、という点にあるが、これは単に国家は複数の個人の集合によって形成されるということの意味するのではない。ここで述べられているのはむしろ、主体の存在様態は権力に取り込まれており、個人の関心やあるいは欲望は権力によって管理され生産されるという事実なのだ。この視点から、果たして『ラプンツェル』の中に権力の作用が現れているかどうかを確認する必要がある。とはいえ、そのためには罪とはアプリアリに存在するものではない、という点を考慮してみれば十分である。なぜならば罪とは何か、どのような行為が罪に該当するか、これがあらかじめ決定されて

庫 1985 年 72 頁。

12) G. W. F. Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts. Reclam, Stuttgart. 2009. S. 332f.

いなければ罪は存在しないからだ。『ラプンツェル』のように「個人の罪」が問われる時、そこにはたしかにあらかじめ罪を決定した審級としての権力が存在している。これを裏付けるかのように、テキスト内では魔女の形象のうちに、他者を抑圧する権力 (Macht) の現象が宣告されている。彼女は「おそろしくいきおいが強く、世間じゅうの人からこわがられている魔法使いの女 eine[r] Zauberin [---], die große Macht hatte, und von aller Welt gefürchtet wurde」(『グリム童話集』131頁/KHM S. 75)なのだ。テキストの登場人物たちの中には力の関係が見え隠れしており、その中心に立つのはどうやら魔女という不可思議な形象のようだ。しかし、だからといって権力それ自体が魔女であるといった誤った結論を導きだしてはならない。魔女は他の四人に対する権力の事実上の行使者なのであって、決して権力そのものではない。それは「巨大な権力を持っていた魔女 eine[r] Zauberin [---], die große Macht hatte」との表現から明らかである。魔女は「権力 (Macht)」が現象する具体的な場であって、それを「持っている (haben)」に過ぎない。つまり、それを喪失することもあるのだ。近代の国家は絶対君主時代のように一人の王によってのみ体现されるものでもなく、権力はもはや特定の主体のものではない。同様に『ラプンツェル』では、権力それ自体は具体的な形をとっては一切現れず不可視のままに留まっており、おそらくその作用を通じてのみ認識可能となる。では、権力とは何か？それは本来まったく異なった位相にある存在や空間、魔女と王子、夫婦とラプンツェル及びはたけ、森、塔や荒野などを「罪と罰」といった規範を通じて互いの関連を構成するもので、これらすべての上に張り巡らされた網の目のようなものである。M. フーコーの権力分析の方法論的概念に依拠して言うならば、権力とは「ディスポジティブ (Dispositiv)」であり、それは「明らかに異種的なアンサンブルであり、言説、制度化された施設、建築、規則や公準とすべき決定、管理に関する処置、学問的命題や哲学的・道徳的あるいは博愛主義的な定理の数々 [---] を包括するもの」¹³⁾

13) Michel Foucault: Die Machtverhältnisse durchziehen das Körperinnere.

と言えるだろう。上述の個人主義の矛盾はこのような権力の作用に由来するのであり、それはひとまず次のようなものとして定義できる。つまり、一方で「他者の権利を侵害するなかれ」と禁止し、そのような行為を罪と定めることである。権力は共同体に属する不特定多数の人間を、その本来的な差異を保ちつつ共通の法の下に秩序づけ、同一の権利を有する個人として規定する。他方、権力はさらにこの禁止と本質的に背反するシステム、つまり他者の権利を抑圧する罰のシステムを罪に対応させるが、その際決定的に重要なのは、権力は自己言及的に他者を罰することとその権利を侵害する暴力という問題に拘泥しない、という点である。まじさくそれゆえに、この一見自明の「罪と罰」という相関には根本的な矛盾が隠されていることとなる¹⁴⁾。だが、それを隠蔽し、自らのうちに内包しつつ作動させ個人を管理すること、盲目的に「罪と罰」に従うよう思考と行動を制限すること、これこそが権力の戦術である。

このような考察から、権力は禁止や抑圧などという直截的で単純な措置を通じてではなく、きわめて巧妙な手段で個人を外的・内的に規律化し管理することが予感されるのであり、かくなる権力の振舞いは、このわずかな数頁のテキストの至る所に描き出されている。例えばそれは、あの家の裏側と塔の頂上の「小さな窓」である。閉鎖された空間のなかに隠された財産を外界に対して秘密にしておくためなら、この窓からの視線の侵入を遮断し、外界からの接触の一切を断つだけでよい。なぜ、窓は開かれたままにされ、そこから秘密が漏れだすことを妨げなかったのか？理由は単純で、まなごしの主体はおのれの欲望に抗い、法を遵守するかを試されていたのである。近代の権力が与える法は、もはやスペクタクルな形式を用いない。それは密かに個人の内面に作用し、みずからが「良心」の呵責を審問するよう求め、法に違反する可能性がある個人をふるい分け、「善い人間」と

In: Dispositive der Macht. Merve Verlag, Berlin. 1978. S. 119f.

14) 法措定的および法維持の権力に内在する暴力という矛盾に関する卓越した研究としては、例えばベンヤミンの『暴力批判論』が挙げられるだろう。

「悪い人間」を選別する。権力は法を制定しつつ、その法に抵触する行為が生まれる可能性をも許容し、それによって法の規範性を強化する。『ラプンツェル』には権力の作用が遍在している。かくなる権力の「狡知」はこれまで見てきたような「個人の罪」だけではなく、さらにそれとはまったく別種の罪の形式を利用する。それは本来「個人」に由来する罪ではなく、この「個人」という近代的思考の枠組みを越える罪の形式、「記憶の罪」である。

3. ラプンツェルの名——罪の記憶

既に見たように個人とは行為の責任主体を意味する。法から逸脱する行為が行われた場合、その罪は通常、当該行為の主体である個人にのみ帰責させられねばならない。個人主義社会における罪の論理とは概ねこのようなもので、単純且つ合理的なものといえる。この観点からすると、『ラプンツェル』に登場する二組の男女が犯したのは基本的にこの「個人の罪」に該当することとなる。しかし、このテキストにはもう一つ別の形式が存在している。それは罪の責任主体ではない個人にまで及ぶ「記憶の罪」という形式であり、これこそが個人主義における罪の論理をきわめて複雑なものとしている。では、罪を無垢の主体へと転嫁する「記憶の罪」とはいかなるものだろうか？

子どもがいない夫婦間によく生まれた一人の女兒は、魔女のもとへと連れ去られた。その時、彼女は魔女から「ラプンツェル」という名を与えられる。「ラプンツェル (Rapunzel)」という固有名詞の語源は「野ぢしゃ」を意味し、以後、少女はこの名によって名指され、彼女の存在はこの一語によって代理表象されることとなる。無論、この奇妙な名が彼女に与えられたのは偶然ではない。少女の母はかつて魔女の野ぢしゃを渴望し、父は封鎖された空間に侵入し、妻の欲望を喚起する青菜を盗んだ。「ラプンツェル」の名はこの二人の罪に由来し、実の父母が犯した罪の記憶である。野ぢしゃ＝ラプンツェルという少女の名は、彼女が生まれながらにし

て二人の罪の痕跡を背負った存在だということを仄めかしており、その後には、両親の罪が消滅することを許さず、それが彼女に受け継がれることを求める力の作用がある。このような罪は「個人の罪」のように成文化されうるものではなく実定法的な拘束力をもたないものの、罪を犯した二組の男女たちはみな疑いもなくそれに従っているところから、それが一種の暗黙の掟のように機能することがわかる。このような罪の形式、つまり「記憶の罪」は、罪を犯した個人ではなくその系譜に連なる子孫に標的を定め、罪を先の世代へと延長することで例えば潜在的な犯罪者などといった主体をつくりだすのであり、権力による社会管理の方法論の一つに他ならない。ラプンツェルは、少なくとも王子と出会うまでは罪を犯していないが、それにもかかわらず彼女は「記憶の罪」のシステムによって両親が犯した罪を担う。生まれた時点では、ラプンツェル自身は罪を犯しておらず、彼女が罰せられるべき理由はない。だが、ラプンツェルが不当にも監獄の中で他者から隔絶され、唄を歌って日々を過ごすだけの自由が与えられた生活を送ることになったのは、彼女には生まれながらにして潜在的な罪への傾向が認められるから、つまり社会にとって害をなすかも知れず、共同体から遠ざけられねばならぬからである。ここで彼女はみずからの生に対する決定権を奪われ、主権なき主体となって生かされている。このような生の在り方をジョルジョ・アガンベンとともに、「剥き出しの生」¹⁵⁾とよぶことも許されよう。「記憶の罪」によって権力は、ラプンツェルの如き完全に掌握可能な主体を生産し、みずからの監視下におく。それは殺されることはないが、みずからの意思で生きることもできないような生、権力による管理が徹底化された生に他ならない。

『ラプンツェル』の結末では、王子とラプンツェルがその後、幸福な結末を迎えた様子が語られている。視力を失った王子は、その後「いく年かのあいだ、たよるものもなく、とほとほとさまよい歩いているうちに、と

15) Vgl: Giorgio Agamben: Homo sacer. Die souveräne Macht und das nackte Leben. Frankfurt/M. 2002.

うとう、ラプンツェルが、じぶんの産んだ男の子と女の子のふたごを相手に、ほそほそとくらしている荒野へ」(『グリム童話集』137-138頁)入り込む。ここでラプンツェルの唄声によって流した涙が彼の目を濡らし、彼は視力を取り戻す。その後彼らは「ながいこと、しあわせよく、なにひとつ不足なしに」(『グリム童話集』138頁)暮らしたという。再会した二人は、最後には幸福な生活を手にし、これより先の出来事はテキストでは語られない。典型的なメルヒェンの結びといえよう。しかし、ここには一つ暗い影が兆している。ラプンツェルは荒野で双子を産んでいた。これが王子との間にできた子どもなのは間違いない¹⁶⁾。これまでの考察から、この物語では同一の構造が繰り返されることが確認された。そうだとすれば父母が犯した罪をラプンツェルが背負い込まされたように、この双子にもまたラプンツェルの罪の記憶が伝播するだろう。こうして権力は無垢な子どもたちを見逃さず、やがて彼らを罪の系譜へと位置づけることとなる。その時ラプンツェルの子どもたちは、彼女同様に生まれながらにして父母の罪を担い、不法者の子として生きる存在となる。彼らもまた罪を犯すかどうか、それについてもはやテキストは一切を語らず沈黙している。しかし、少なくとも彼らが父母のように罪を犯すならば、その痕跡は更なる世代へと受け継がれ、不合理な罪が再生産されることは確かである。

「記憶の罪」は本来神話的なもので、父祖から伝わる忌まわしい罪の痕跡であり、世代を越えて過去の罪を伝播する呪いである。ゲーテの『イフィゲーニエ』でアガメムノンの子オレストが述べるように、これに囚われたものは誰しも「祖父や父とおなじように、いけにえのけだものなみに屠

16) 1812年の初版では、魔女ゴテルに対し、ラプンツェルはこのように告げる：sag' sie mir doch Frau Gothel, meine Kleiderchen werden mir so eng und wollen nicht mehr passen. In: Brüder Grimm: Kinder- und Haus-Märchen Bd. 1. Berlin. 1812. S. 41. この描写は二人の間に性的な関係があったこと、そしてその結果妊娠したことを暗示するものだったため第二版以降では削除され、別の表現に置き換えられている。

られるという悲しい最後をとげる』¹⁷⁾ ことが宿命づけられる、そのような罪なのだ。このゲーテの擬古典主義的作品に贈られたシラーの賛辞からも明らかのように¹⁸⁾、記憶の罪は近代個人主義の台頭とともに克服されたものとして原理的には考えられる。しかし『ラプンツェル』から読み取られるべきは、それが実際には生活世界のレヴェルでは依然、噂や風評というような不条理な形式として存在し続けていること、そしてその形式は権力によって禁止されたりすることはなく、むしろ個人の規律化と管理のための手段として利用されているという事実であろう。

4. 魔女 ≠ 権力

『ラプンツェル』には近代以降の社会における「個人の罪」と「記憶の罪」という二つの矛盾した罪の形式があり、そしてその背景には、この形式を織り交ぜつつ作動させる権力の問題がある。実際、政治的権力の問題とグリム兄弟は無縁ではないことは、彼らがハノーヴァー国王エルンスト・アウグストによる憲法蹂躪に対して明確な拒絶を表明した七人の教授の中に名を連ねていたことによって裏付けられる。ただし、グリム兄弟のテキストでは中世的・封建的な権力の支配が問題となっているのではない。ここにはナポレオン戦争以降、急速に形成していく巨大な近代国家の権力の胎動が予感される。既に述べたように、『ラプンツェル』の内部には権

17) ゲーテ『タウリスのイフィゲーニエ』（氷上英広訳）ゲーテ全集第4巻 人文書院 1979年 24頁。

18) シラーは1802年1月21日シラーがCh. ケルナーに宛てた書簡で次のように書いている：Hier wollen wir Goethes „Iphigenia“ aufs Theater bringen. [...] Ich habe mich sehr gewundert, daß sie auf mich den günstigen Eindruck nicht mehr gemacht hat wie sonst, ob es gleich immer ein seelenvolles Produkt bleibt. Sie ist aber so erstaunlich modern und ungriechisch, daß man nicht begreift, wie es möglich war, sie jemals einem griechischen Stück zu vergleichen. In: Goethe in vertraulichen Briefen seiner Zeitgenossen. Bd. 2. zusammengestellt von Wilhelm Bode. C. H. Beck Verlag, München. 1982. S. 205.

力そのものは登場せず、テキストの外からすべての形象と空間を支配し、これらの関係を決定する力であり、わずかにそれを行使する魔女を通じてのみ可視化されるに過ぎない。権力が位置するのはみずからが制定する法システム＝テキストの外部であり、それによっては縛られることのない特権的な空間である。そして、法論理からすれば矛盾するこのような非論理的空間こそ、近代権力を特徴づけるものなのであり、そこから様々な矛盾が一主体を個人化し且つ脱個人化し、主体に個人としての権利を認めそれとともにその権利を抑圧し、あるいは罪を禁じながら特定の罪を生産するといった矛盾が一生じるのである。

しかし、権力がテキスト内部に存在しないとしても、あの不可思議な魔女という形象は謎のままである。魔女はテキストの中で権力の実際上の行使者として登場する。しかし、まさにそれゆえ、彼女が権力者として描かれるのは偶然に過ぎず、他の二組の男女同様、市民の一人であること、彼らを罰するのは彼女自身が権力によって制定された法システムに従った結果に過ぎず、もしも彼女が罪を犯したのならば、彼ら同等に罰せられることになるだろうということ、つまり権力の行使者はいつでも取り替え可能な個人だということが導き出される。しかし、魔女が権力そのものではないとすれば、彼女は一体何者なのか？ この問いを解く鍵は、おそらくラプンツェルと王子の関係が露わになった時、魔女が発した言葉にある。魔女は激怒して「なにをぬかす！ こいつ、よくも、ひとをだまかしたな was muß ich von dir hören, so hast du mich doch betrogen!」（『グリム童話集』136頁/KHM S. 77）と言った。「だまされた」ことに対して魔女が憤るのは、彼女がラプンツェルによって裏切られたからにちがいない。だが、裏切りという行為に対して怒りが生じるには、互いに対する一定の信頼に基づく間主観的な合意を前提とするという事実が見落とされてはならない。つまり、ラプンツェルと魔女の間は完全な敵対心によって結ばれていたのではなく、かつて「母親のようにその子どものせわをしてあげるよ ich will für es sorgen wie eine Mutter」（『グリム童話集』133頁/KHM

S. 76) と約束したように、魔女が憤慨するのはその娘に対する母の如き配慮が裏切られたからに他ならない。ここに魔女と権力との間の決定的なずれが現れている。「記憶の罪」のシステムは、娘を監禁することを要求し、その要求に魔女は従う。ただし、娘の監禁という処置を魔女は権力とはまったく別の意図で実行する。魔女はラプンツェルが生まれつき背負わされた罪がこれ以上先の子孫へと伝わることを阻止し、消滅するよう努めたのだ。これを証するのは、魔女はラプンツェルが「十二歳のとき Als es zwölf Jahr alt war」(『グリム童話集』133頁 / KHM S. 76) はじめて塔へと連れて行った、という事実である。魔女はラプンツェルを塔へ監禁する。しかしそれは娘が子どもを産むことでこれ以上罪が伝播することを抑止するためであり、それゆえ性的に成熟しつつある時期まで監禁を先延ばしにしておいて構わなかったのである。おそらくこれが養女に対する母の配慮の全容であろう。しかし、ラプンツェルが身籠った時、魔女は自分の計画が水泡に帰し、生まれつき父母が犯した罪を背負った娘は、新たな罪の系譜を生み出したことを知る。まさにそれゆえ、魔女は「だまかしたな」と怒るのだ。こうして魔女は「情容赦もなく unbarmherzig」(『グリム童話集』136頁 / KHM S. 77) なり、娘を「たれ一人すがるものもないあわれな in großem Jammer und Elend」(『グリム童話集』136頁 / KHM S. 77) 荒野へと追放した後、姿を消す。魔女は、もはや権力に抗する術はないことを理解していたのである。しかし、たとえ不首尾に終わったとしても、魔女の行動にはある種の希望が現れている。彼女はテキスト内部に位置しつつも、その外部に存在する不可視の権力を浮かび上がらせており、それは彼女が権力システム内部に位置しつつそれを告発していることに他ならない。魔女はシステム内部に現れたノイズの如き存在である。そして彼女の振舞いが示すのは、権力の生の管理に対抗する方法論であり、個人による生の活用術なのだ。

一方、『ラプンツェル』のエピローグでは、魔女が試みたものとは別種の権力への対抗処置が提示されている。荒野に残されたラプンツェルは双

子を産んだが、この子たちは罪の記憶によって呪われた子どもたちである。王子が再び登場するのは、ラプンツェルがこのような状況に置かれていた時だった。二人は再会を喜び、荒野を出て王子の国へと行くことを決意する。その際、王子がとった行動の真意が見誤られてはならない。すなわち、「王子はラプンツェルをお国へ Er führte sie in sein Reich」(『グリム童話集』138頁 / KHM S. 78) 連れて行ったのである。この対格 sie は子どもたちを含む三人称複数ではない。それが指示するのはラプンツェルのみであって、王子は彼女だけを自らの領地へと連れ帰ったことを意味する。では、なぜこの時王子はラプンツェルとともに二人の子どもたちを自分の領地へと連れ帰らなかったのだろうか。その理由は単純である。なぜなら、子どもたちは罪の記憶であり、王子は子どもたちがやがて権力の手落ちることを知っていたからだ。未来での到来が約束された災禍の根は断たれねばならない。かくして子どもたちは荒野へと置いていかれねばならなかったのである。『ラプンツェル』の結末では、権力によって翻弄される被抑圧者が権力システムの内部において取り得る唯一の抵抗手段が実行に移されている。しかしながらそれは、権力の進行を一時的に妨げはするとはいえどもその問題の核心に触れるものではない。被抑圧者が権力の犠牲となった者たちを切り離すことによって一時的にその侵入を阻む時、それは彼らが依然として見えざる権力の網の目の中に囚われていることを逆説的に証するのである。

結語にかえて

19世紀から現代に至るまで、権力は複雑化し巧妙化されていく。それはとりわけ国民の生活を支配し、その道徳や性を管理し、法というシステムを指し維持する国家の権力であり、この現代にまで残された課題の萌芽はすでに『ラプンツェル』という罪の物語の中に兆している。ここで描き出されるのは、不可視の権力によって翻弄され、それに対して抗う術を奪われた人々の姿である。だが、魔女はこのテキストにおいてただ一人、

「記憶の罪」の訝しさに疑念を抱いている。彼女の懷疑は不可視の権力に達するほどには深いものではないが、少なくともこの罪の形式の理不尽さを見抜いていた。魔女はこのテキストにおいて不可思議な形姿をもって現れ、ともすると奇妙で不合理な様相を示す。しかし、それは魔女が権力によって制定された法システム内部に位置しながら、唯一人そのシステムの外部へと開かれているがゆえ、つまりこのテキスト全体を存立させている論理にとって「異端者」だからである。魔女の立つこの位置—権力の内部にありながら、その外部へと開かれた場所—ここには、おそらくあらゆる権力の分析論の出発点がある。抑圧者と被抑圧者という二項対立の図式に則るならば、社会における異なった二つの立場の関係を、たとえば為政者と民衆、資本家と労働者、教師と生徒、父と子、あるいは魔女とラプンツェルといった関係を権力のそれと捉えることは容易であり、こうして具象的な権力者の無慈悲で「非人道的」な振舞いが批判されるだろう。しかしそのような思考はいまだ権力システム内部の法に、システムの論理に囚われているに過ぎず、権力の本質的な問題は手つかずのままとなる。精神諸科学であれ文化科学であれ、権力の批判はまずそれが占める特権的な位置を見定め、権力によって制定されるシステムを乗り越え、それに内在する矛盾をその外部において分析の対象とすべきであり、こうしてはじめて権力をその脱論理性と純粋な暴力性において捕捉することが可能となる。権力の分析論は「異端」の思考でなければならず、おそらくこのような思考こそ、極度に複雑化した近代権力の問題を明らかとするだろう。